



ミュンヘン便り ～ドイツの休暇～

7月発行の本刊の記事を書いている今は、6月中旬。抜けるような青空に雲ひとつなく、日中の気温は30度を超え、人々は半裸でイングリッシュガーデンをゴロゴロ。夏至直前の太陽は、さんさんと夜9時半近くまで空に居座っています。雰囲気はすでにバカンスモード。夏休みの計画はいかに？

ドイツでは、州によって学校の休みの時期がずれています。交通渋滞やリゾート地の混雑を緩和するためです。例えば、ミュンヘンがあるバイエルン州は、ドイツの中で最南端に位置し、夏休みがドイツの中では一番遅くて、今年2019年の場合は7月27日から9月9日まで。一方、北海に面するニーダーザクセン州では、今年の夏休みは7月4日から8月14日まで。夏休みの期間が3週間以上ずれていますね。

学校に通う子供がいる家庭では、夏休みの間に少なくとも2週間の家族旅行をするのが一般的です。2週間も何をするのかって？典型的には、貸別荘やキッチンをついたアパートメント形式のホテルを借りてそこにずっと滞在し、その土地でできるスポーツを楽しんだり、その地方を観察したりする過ごし方です。例えばミュンヘンには海がないので、ミュンヘンの人たちの海に対する憧れは大変強く、美しい海岸のあるイタリアやクロアチア、地中海の島へ出かけていく家族はたくさんいます。毎年マヨルカ島に行く家族、毎年ベニスの近くの海岸に行く家族、毎年クロアチアに行く家族…。彼らは、水泳はもちろん、

シュノーケリング、セーリング、カタマラン、サーフィン、ウインドサーフィンなど、普段はなかなかできない様々な水上スポーツを、ここぞとばかりに満喫するのです。旅行者が多いリゾート地には、貸別荘はもちろんのこと、週単位で家族で泊まれるタイプのホテルがたくさんあり、そのようなホテルでは子供向けのプログラムも準備しています。両親が大人のバカンスをゆったりと満喫している間、子供達は初めて出会う他の子供達と一緒に子供向けプログラムで和気あいあいと過ごします。このような場を通じて、新しい友達ができることも珍しくありません。

朝日に輝くアドリア海を目の前にして新鮮なその土地の果物たっぷりの朝食をバルコニーで取り、朝食後に部屋から水着で出て目の前の海に飛び込んで・・・という理想的な立地にある貸別荘やホテルの部屋を獲得すべく、かなり前もって、具体的には前の年の9月か10月には次の年の夏休みの宿泊施設の予約をする人は少なくありません。バカンスに対する気合の入れ方はかなりのものです。同僚Hはいつも、夏ではなく、ミュンヘンが一番寒い1月に南国に行きます。すでに2019年6月の段階で、2020年1月のモルジブへの旅行を予約しました。7か月前です。早くに予約をすると、早期割引の特典があるのでお得ですし、立地のいいホテルを取りやすいのです。ただ、口頭審理が入ったらどうするんだろうと、同僚としては気になります。

ヨーロッパが夏モードになる6月からは、



車での移動日には要注意です。宿泊施設側では週単位で宿泊予約を受け付ける事が多く、通常は土曜日が入れ替わりの日なので、土曜日に車で移動すると大変なことになります。高速道路が何十キロにも渡って渋滞するので、移動しているのはドイツ家族だけではありません。ヨーロッパ中から、特に北から、オランダ、デンマークなどの車両番号の車が太陽を求めてイタリアやクロアチアを目指して南下してきます。しかも道幅いっぱい大きなキャンピングカーで、おまけにそこに何台もの自転車をくくりつけている。自家用の船舶を引っ張っている車もある。そんな車がアルプスの峠を超えて南下していくのですが、そもそもキャンピングカーでスピードが出ない上に、荷物満載のため、動きがとても遅く、渋滞に拍車をかけています。

特許事務所の人たちの休みの取り方はどうかというと、やはり通常2週間以上の休みを取ります。行き先がタイやスリランカなど遠い場合で、年末年始にかかっているときは3週間休む人もいます。もちろん、他の人と休みが重複しないように、お互いに調整はします。その昔に筆者が修行していた事務所でも、

パートナーたちは、かなり無理をしつつも2週間の夏休みを取っていました。2週間という単位は、ドイツの人たちにとってバカンスの最小限期間のようです。

写真は、筆者の去年の夏休みから。バルト海の海岸の風景です。砂浜に置かれているのは、Strandkorb（海岸のかご）と呼ばれる、風よけを兼ねたベンチ。風の強いバルト海や北海の海岸では必需品です。さて、今年はどこに行こうかな。皆さんの夏の予定はいかがですか？

筆者紹介



稲積 朋子 (いなづみ ともこ)

1994年弁理士試験合格。2012年ヨーロッパ弁理士試験合格。現在、GIP Europe Patentanwaltskanzlei所属。1997年、新樹グローバル・アイビー特許業務法人入所し、主に国内外の出願及び権利化業務を担当。2007年11月より、ミュンヘンの現地提携事務所に駐在。2009年1月、GIP Europe設立。日本企業・ヨーロッパ企業からの特許出願業務・中間処理業務・異議申立・鑑定・特許無効化の手続・侵害品ウォッチング・契約書作成・係争案件などを扱う。趣味は、山登り、ぼーっとすること、寝ること、健康づくりに励むこと。